

平成 31 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 廣 濟 堂  
代表者名 代表取締役社長 土井 常由  
(コード番号 7868 東証 第1部)  
問合せ先 取締役 小林 秀昭  
電 話 (03) 3453-0557

(変更) 「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について

当社が、平成 31 年 1 月 17 日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(同月 18 日付で公表いたしました「(訂正)『MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ』の一部訂正について」による訂正及び同年 2 月 25 日付で公表いたしました「(変更)『MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ』の一部変更について」による変更を含みます。)について、一部変更すべき事項(当該変更は、以下「本変更」といいます。)がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株式会社 BCJ-34(以下「公開買付者」といいます。)による金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項に基づく要請により当社が公表した本日付「株式会社 BCJ-34 による株式会社 廣濟堂株式(証券コード:7868)に対する公開買付期間の延長に関するお知らせ」において記載したとおり、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に係る公開買付届出書の記載事項に訂正すべき事項が生じ、本日、公開買付届出書の訂正届出書が関東財務局長に提出されましたが、本変更は、当該訂正届出書の提出により、金融商品取引法第 27 条の 8 第 8 項、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 22 条第 2 項に基づき、本公開買付けに係る買付け等の期間が延長されたことに伴い、生じたものとなります。

なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。

## 記

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

#### ⑤ 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

##### 【変更前】

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」とい

います。)として法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を 30 営業日としているとのことです。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けの応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

<後略>

#### 【変更後】

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を 37 営業日としているとのことです。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けの応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

<後略>

以 上